

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

F-192 ビグアイド薬(糖尿病性腎症(4期以上)等)の算定について

《令和7年5月29日新規》

○ 取扱い

- 1 適応傷病名と次の傷病名がある患者に対するビグアイド薬の算定は、原則として認められない。
 - (1) 糖尿病性腎症(4期以上)
 - (2) 肝不全
 - (3) 肝性脳症
- 2 適応傷病名と次の傷病名がある患者に対するビグアイド薬の算定は、原則として認められる。
 - (1) 腎機能障害
 - (2) 慢性腎臓病
 - (3) 心不全
 - (4) 心筋梗塞
 - (5) 心疾患
 - (6) 肝機能障害
 - (7) 脂肪肝
 - (8) 慢性肝炎
 - (9) 慢性非活動性肝炎
 - (10) 肝癌

○ 取扱いの根拠

ビグアイド薬のメトグルコ錠は、添付文書の禁忌に「重度の腎機能障害(eGFR 30mL/min/1.73m²未満)のある患者又は透析患者(腹膜透析を含む)、重度の肝機能障害のある患者」は「乳酸アシドーシスを起こしやすい」旨、また、警告に「重篤な乳酸アシドーシスを起こすことがあり、死亡に至った例も報告されている」旨述べられており、結果として、特定の背景を有する患者に関する注意に「投与しないこと」と記載されている。

上記1の患者に対する当該医薬品の投与は、その記載内容より重大な転帰を招く可能性が高く、医学的に相対的有用性は低いと考えられる。一方、上記2の患者については、警告に「腎機能障害又は肝機能障害のある患者」に「投与する場合には定期的に腎機能や肝機能を確認するなど慎重に投与

すること」と記載されており、患者の状態を確認し慎重に投与した場合には、効果的な臨床使用を妨げることはないと考えられる。

以上のことから、上記 1 の患者に対するビグアノイド薬の算定は原則として認められないが、上記 2 の患者に対する当該医薬品は原則として認められると判断した。